

# 『台記』保延二年記写本に関する一考察

——烏丸本・狩野本・広幡本・日野本の写本系統——

Study on the Manuscript Lines of "Taiki" Called Karasumaru-bon, Kano-bon,

Hirohata-bon and Hino-bon: Focusing on the Diary in 1136

白 根 靖 大

## 要 旨

これまで『台記』保延二年記写本の史料学的な調査・研究を進めてきた結果、近世に成立した一つの写本系統が明らかになったが、狩野本・広幡本・日野本については、同類型に分類できるものの、詳しい系統は確定できていない。本稿では、以前取り上げた十四の諸本に烏丸本を加えて比較検討を行い、烏丸本・狩野本・広幡本・日野本の写本系統を追究している。その結果、これらの写本は同類型に属す特徴を有しているが、その特徴を生み出した未見の写本の存在が想定され、その写本は賀茂本を書写したものと考えられること、またその想定本から烏丸本や狩野本および日野本が派生し、烏丸本の系統に広幡本が位置するという見通しを得た。

## キーワード

史科学、古記録、写本、『台記』、保延二年記

## はじめに

筆者は、これまで『台記』保延二年記写本に関する調査・研究を進め、経過報告的な論考を著してきた。具体的には、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵本（以下、狩野本と表記する）を中心とした初歩的考察（以下、拙稿Aと呼ぶ）、<sup>①</sup>保延二年記の諸写本を対照した基礎的考察（以下、拙稿Bと呼ぶ）、狩野本の類本を比較検討した論考（以下、拙稿Cと呼ぶ）、<sup>②</sup>それに写本系統を追究した考察（以下、拙稿Dと呼ぶ）である。これらで対象とした写本は、前掲狩野本、<sup>③</sup>宮内庁書陵部書寮文庫所蔵本のうち伏見宮本・柳原本・広幡本・日野本・八条本、<sup>④</sup>国立公文書館内閣文庫所蔵本のうち紅葉山本・坊城本・賀茂清茂書写本（以下、賀茂本と表記する）、<sup>⑤</sup>京都府立京都学・歴史館所蔵西洞院本、<sup>⑥</sup>東京大学総合図書館三條文庫所蔵万里小路本、<sup>⑦</sup>東京大学史料編纂所所蔵徳大寺本、<sup>⑧</sup>京都大学附属図書館所蔵滋野井本・平松本の諸本である。<sup>⑨</sup>

ここまでの調査・研究で明らかとなったのは、現存する『台記』の中で、保延二年記は他の巻と異なる史料性格を有する点である。保延二年記は、十八世紀初め、伏見宮家に所蔵されていた南北朝期の写本を賀茂清茂が書写し、万里小路尚房がさらに写本を作成したことを契機に知られるようになった。他の巻はそれ以前から流布していたのに対し、保延二年記は伏見宮本以外に類本がない稀覯本として秘蔵されていたのだが、その貴重さ故、写本の存在を知った公家にとって垂涎的となり、密かに写本作成が重ねられていった。そのため、保延二年記の写本は書写に関する識語があるものとなひものが混在しており、写本間の関係性が必ずしも明確ではない。このように他

の巻と異なる写本成立事情を有するうえ、写本自体の研究がなきに等しい保延二年記は、その利用にあたり史料学的検討が求められる現状なのである。

書写に関する識語がない写本について、筆者は、本文の字句や書式・体裁の異同を精査して類型化を図り、写本間の関係性に迫るという方法を用いてきた。たとえば、拙稿Cにおいて、狩野本の類本として広幡本・日野本に注目し、これらの関係性を追究した。その結果、これら三つが同類型に属するのは間違いないが、これら三つで完結するものではなく、他の類本の存在が想定できることを指摘した。その一つが、前田育徳会尊経閣文庫所蔵の烏丸家旧蔵本<sup>12</sup>（以下、烏丸本と表記する）である。しかし、当該写本の閲覧調査が可能となったのは拙稿Cの再校の直前であり、調査結果を拙稿Cに反映することができなかった。

そこで、本稿では、烏丸本保延二年記と狩野本・広幡本・日野本の関係性を中心に論じ、これらの諸本に関して写本系統を追究していきたい。また、これまで翻刻掲載してきた狩野本の本文について、拙稿Dを承け、紙幅の都合で保延二年十二月九日～十二月十二日となるが、翻刻掲載を継続する。

### 一 狩野本『台記』保延二年十二月記

まず、狩野本『台記』の中から、拙稿Dを承け、保延二年十二月九日～十二月十二日条の本文を翻刻する。

〔凡例〕

- 一、史料の漢字は原則として常用漢字を用いた。
- 一、本文には、適宜、読点や並列点を加えた。また、割書は〈 〉で、割書中の割書は《 》で表記した。
- 一、欠損部分は□で示し、欠損ではないものの空白となっている箇所はその旨を筆者注として記した。また、対校に基づく注記はせず、原本において注記が付されている場合にそのまま記した。
- 一、誤写と判断できる場合であっても文字は原状のままとし、文意が通じにくい場合は右傍に(ママ)と注記した。

具女房渡東三条事

九日(壬寅)、陰晴不定、自朝至巳者霧下、未申刻之間日見、申終又陰、天曙程相具内房渡東三条、其儀、内房乗半部車、(車副二人)、出車、殿上人(公隆・公能・公信等也)、予乗長物見車、(車副二人)、別当被同車、隨身(上臈着布衣・烏帽・淺履、帶弓箭、東移馬)、隨身下臈(着布衣、帶劍)、先遣内房車、次遣予車、次遣出車、次遣公隆・公能・公信等車、予前驅(基章、内房前驅(頗憲・雅職・実長・孝能等也)、先内房車(東三条の東面の北門ヨリ遣入、此時大殿被仰可入自南四疋之由、仍更遣還(テ)、内房車を遣入自南四足、先是予入南四足、經中門廊參大殿御前、自夜前大殿(御東三条也、尼北政所(今暁令渡給云々、大殿被仰曰、内房車(ハ不寄台、南面階、女房車(ハ二棟廊の北の卯西(サマナル屋の北の切懸(ヲ放(テ可寄也、次予内房の車(ヲ寄、大理・公隆・公能等同宿也、内房下了、大理・公隆・公能・公信等向女房車寄所、予・別当共直衣也、渡東三条間儀如此、

参内儀、

参内儀

申刻着束帯、(蒔絵螺鈿孔雀、金作劍(大殿、綵平緒(孔雀、別当也)、有文帯)、畢先參大殿御前、頃之大殿令着御烏

帽子直衣、御坐寢殿南庇東向妻戸前、予并大理居反渡殿東方、次大殿、関白殿令献御使給云、今日、大将可参内子、  
 頃之御使帰参云、人々未参、雖然日景将斜、早可被参、仍予経東中門廊、於南乙板敷上欲着履時、大殿被仰曰、  
 懸尻於板敷、足ヲ土ニサシオロシテ可着履、仍予如此着履、次出中門、别当・右衛門督・師等立中門東面南方、予  
 向大理下尻揖、大理同相揖テ曰、地ぬれたり、尻不可下、予出中門之間取尻、於門前乘車、此間前驅廿人・番長  
 等乘馬前行、車副二人、下臈隨身步行、一人仮也、别当右衛門督・師、已上公卿、皇后宮亮顕親・中将公能・少  
 将憲俊・少将忠頼・少納言雅国・左少弁俊雅・若狭守公信、已上殿上人、少納言俊通(但地下)連車、々副不可啓  
 蹶之由ヲ仰、於二条町程卷簾テ、上緒ひちかねにかけんとする程、無上緒穴、予乞下臈隨身重文刀、穴ヲサシアけ  
 上緒穴以刀切事  
 テひちかねにかく、町ヲ北行、至大炊御門、々々々々東行、至高藏、々々々南行、至冷泉院、昇下車、不解鞞、  
 相待人々下、々自車、入東面四足門、欲昇自宮御方中門廊、関白殿北台東向妻戸縁ヨリ可昇之由ヲ被仰、仍昇件所  
 入妻戸南腋戸左妻戸裏、(関白殿御直廬也、北台ハ二筋アルニトリテ、南北北台予カ五節所ニテアリシ所也)、次  
 隨身皆改布衣、(此時予劍可解也、而未任大将以前勅授帶劍、然者大将をのミといへんと不解也)、漸及秉燭、任  
 任大臣節会事  
 人沙汰間、鳥羽ニ承御使了、未還之由有大殿御出、任人沙汰之間、大殿・関白殿数度有御使、此間及亥刻、此間  
 節会始ル、頃之節会了、此時予於東縁着履下立、此間朝隆来云、可渡階前之由事由奏、予答曰、早可奏、朝隆奏  
 事之由、経東中門、此間予仰隨身由、下臈隨身をハ、於右衛門陣辺相待、退出之時可相具、於番長者、経九面於  
 西中門辺可相待、隨身加教ニ行透廊、寢殿東広庇ニ立タル南向の階下ニ立寄、関白殿此間令立階上給、予可奏饗禄事  
 之様を奉習、此間朝隆下自日隱間階(是非也)謂。云、聞食了、次予経宣命版位与尋常版位之間、出西中門、経  
 子殿  
 南庭之間、顕親・憲俊執松明前行、自余人不見、後聞、人々共人少とて被難云々、出西中門廻顧ニ、番長・隨身

更不見、仍令使者召、即來、此間内ニ奏辰時、以中將公能可奏之由殿下被仰、仍令尋之処不祇候、若別当の依昇進、被着替下襲之所や有とて、以番長公春遣尋、即予劍ニ懸ケル下襲尻ヲ引下テ進弓場殿、頃之公能來、予奏事由、公能參入、即歸來答聞食了之由、予舞踏如常、次朝隆云、御前ニ可召之人ハ誰人可召乎、為申閑白殿參殿上方、頃之朝隆來、御前ニ召之由を示、予又舞踏、經少板敷居殿上小大盤下、即立テ、經上戸、參朝餉北縁、主上御簾中、縁ニ拳燭被下簾、無円座、雖然起居之時有揖、於自御坐可見參也、而南殿・清涼殿相兼之間、依節會御裝束未撤、仍朝餉ニ召也、頃之今ハ可退出之由ヲ被仰、仍予起御前、如初出自殿上々戸、立於小板敷辺、招五位藏人朝隆申云、公卿以下ニ饗禄給ハム、朝隆歸去、又来答聞食了之由、朝隆歸來之間、相待テ徘徊也、但朝隆申云、実ニハ雖未奏、主上・宮御方御坐ハ、極テ遅々ニ候ぬへけれハ、唯聞食畢之由ハ申也、実ニ上卿ニ仰時ハ可奏也、即予經本路、立宮御方中門、此間雨雖降、於予不擁笠、雜人等少々擁之、今度殿上人五、六人許在共、或拳松明、番長公春廻自北面、中門ニ來過、以顯輔奏事由、顯輔歸來仰聞食了由、予二拜、次顯輔御前ニ称召之由止、自中門中進後下之間、女房褰簾、予自此入、簾中暗之間、不知某可坐之処、女房此茵ニ可御坐也と□ハ居了、次女房琵琶与予、々挿笏自取之起座、女房如本褰簾、予出自此、琵琶を給顯輔、拔笏、顯輔下中門召前驅欲給、予於中門中欲着履々時、謂顯輔之、不可給前驅、直可返上御大盤所、顯輔咲云、不給前驅、持返了、如初歷南庭出西中門、殿上人或執松明、或相從、番長公春如初廻北面來逢、出中門更南行、又西折、出土遣戸、大宮大夫被坐陣坐、予經陣前之間、下尻過之、大宮大夫示不可下之由、然而予猶下之、共殿上人等自立蔀外來逢、過陣前了、執尻懸劍、此間雨晴、出門之時、六位外記・史左右前行、予出門北行、於陣屋北程以扇鳴笏、此時外記居、予立留、外記召々使、々々称唯、此時予歩進、召使前行発前音、下臈隨身等後從、前驅等執松明、二行前行、至于二条東洞院、隨身雜色不

発前音、予云、大将をのきれハ、隨身の前こそなからめ、よやいとハおうへきものを、此時隨身番長以下雑色等、氷賦皆よやいさきをおふ、於二条烏丸乗車、予云、於幔外可乗車也、下人云、幔不見、又予思く、参内之時、於二条

高倉辻見遣つれハ、幔を引たりつるに、大臣未出以前、撤幔之条奇恠なりと思、次乗車、召使等留了、鞞ハ、参内之時、未任大臣之前なれハ不解つれハ、猶靴ニ結付られてあるなり、仍駕牛之時不（二字空白ニ筆者注）鞞也、ムナカヒノワナ許ヲカクルナリ、予卷上簾、予問云、車副四人ありや、申候之由、予仰可警蹕之由、（非指作法於江警蹕事

歟）二元二人車副為上臈、在屋形口、令参加車副、又張綱、於二条烏丸辻警蹕、於二条室町警蹕、於二条町又警蹕、此間予下簾、憚角明神之故也、又於南四足北棟門之間警蹕、至南四足門車ヲカキオロス、解鞞、帰路ニハ、布衣隨身不論下臈・上臈、下自車、入中門出幔門西行、松樹西頭に立、公春採松明相從也、隨身・前驅可進参之由大殿被仰、仍各採松明相從、予以顯親朝臣令申慶賀之由、顯親婦来示聞食了之由、予二拜如常、又以顯親令申、顯親婦来答聞食了之由、予問云、北政所歟、関白殿歟、顯親申云、北政所也、予可拜、次又以顯親欲申関白殿大殿被仰云、今ハ不可申慶、早可昇、予上自台南面階、顯親執下襲尻、至階下々之、経反渡殿参寢殿面簀子、大殿御坐寢殿南簀子自東第三間、関白殿御坐寢殿南東角檻本ノ中、予申大殿云、慶賀をハ可申三所由先日有御定、而二所如何、大殿被仰云、女房には慶申之日可申也、（女房今ハ北政所也）予答曰、顯親ハ北政所ニ申テ、関白殿ニハ未申とこそ申承、然者北政所ニ申とこそ思給候つれ、大殿被仰云、同事也、唯関白殿ニ申つる定ニテ、女房をハ慶申之日可申也、次大殿召朝隆令問人々参集否給、朝隆未参集之由を申、大殿被仰云、暫可相待、参内并退儀如此、

大饗儀

大饗儀事 儀

大殿・関白殿相共令訓答拜問事給、予傍階東欄テ下、顯憲取沓持来、予於階最本ノマ、シモノハ下輿テ着、予当東披柱去四、五尺

許、向坤立、大臣殿被仰云、近立タリ、今頗進可立人アマリ坤向タリ、仍予揖階東披柱ニハ当タレトモ、事外立進テ、下襲尻ノ能展ニ不入溜程、向丁方正笏立、大殿被仰顕憲云、下襲ツクロウヘシ、仍顕憲下襲ヲツクロフ、又被仰云、下臈・上臈布衣隨身拳松明可參、隨身參入、去年東方三文余許ニ拳松明テ居、頃之大宮大夫已下歩出西幔門、此間大殿令入簾中給、関白殿令立隠給、此間大殿被仰云、布衣隨身等今ハ可隠、隨身等隠、上達部漸到立之間、大殿被仰云、立明官人未見如何、五位藏人朝隆催之、立明官人等池汀、公卿一列、已上皆東上北面、予欲拜、大宮大夫猶無可被拜之気色、予少シハフイテ先了着拜、諸卿已下皆拜、予又立、先起右膝、諸卿又立、予又拜、先臥左膝、諸卿又拜、予漸起、公卿未起、仍猶如本臥、(早起少失錯也)、次予起、(先立右膝)、諸卿同起、皆起了後、予少き平緒ヲ摺テ正笏テ、揖讓大宮大夫、不被見、仍無答揖、又予少シハフイテ揖讓、大宮大夫答揖、又予揖讓、大宮大夫答揖、又予揖讓、大夫無答揖、不被見歟、次予右廻テ、北進テ砌下ニ至ル、溜南際也、更左廻テ、向大宮大夫テ揖讓、此時大夫答揖、又予揖讓、大宮大夫被放列、予又右廻テ、傍階東欄ヲ上一級テ脱沓、此時顕憲趨出欲取沓、大殿被仰云、シハシヤ、顕憲更歸、予先右足登階ル、上了後顕憲取沓、予居親王坐上方、揖如常、予アマリ上ニ居ニケリト思テ、少き中央ニ居下ル、雖然猶少き上ノ方ニ依ルナリ、次大宮大夫上猶南階、簀子ヲ西行テ、入自西一間被着奥坐、予ガ少き下方ナリ、予示可被居上極、本ノマ、大宮大夫居一円坐、公卿次第着奥坐、參議重通・実親等朝臣着端坐、(先重通着之、次季成経重通与柱間、端坐ニ欲着歟ト思間、着奥坐、不被得心、次実親着也)、公卿坐定後、召使來取公卿沓、師頼卿謂雅定卿云、大饗、々々召使如有十人、今日六人、非例歟、次立公卿已下机、雅職取簀葦、五位二人昇机、每昇立机畢居肴物、(肴物ハ二折敷持參ヲ陪膳ノ折敷ヲ取下ヲ居机也)、大納言陪膳雅職、中納言陪膳忠兼、參議陪膳資兼、机未居ヲ問、マヤ、新參議忠基着奥坐末、(拜時無件人、遲參追着也)、実親雖任日上



臈、忠基依加級上臈、忠基机ヲハ実親机ヨリハ先ニ居也、机立了後、予揖テ乍居左廻立坐、居一世源氏坐、(乾向也)、  
 維順取盃(居折敷)持来予前、予立右膝臥左膝、搢笏取盃、(瓶子憲俊)、予取盃了立テ摠衣装、入自西一間、歷  
 公卿坐後テ、居公卿坐上、(坤向、居時有揖)、憲俊經實子予居所、(是憲俊其礼也、入奥坐予共ニ可有也)、予酒ヲ  
 入盃(丁ネニシテ)、合眼大宮大夫、々々目之、予飲テ又令人酒テ擬大宮大夫、々々飯了、又入酒擬雅定之間、予  
 拔笏揖テ右廻、如本歴公卿坐後西一間等テ、至實子テ東東行、此間泰立取円坐、置日隱間東柱東際、(東際ニハアレ  
 トモ、柱ヲ北去二、三尺許敷円坐)、予自日隱東柱東着円坐、(有揖、向亥方)、欲着之時、以手引寄円坐着之、盃  
 酌、公卿坐流巡了至弁坐、此間彈正大弼維順・重範等昇机立予前、(無實子坐、件机已辛方サフニ立之)、立机之  
 間予置笏、維順居肴物、(肴物ハ二折敷持參ヲ陪膳ノ折敷ヲ取下テ居机也)、次二献、(顕親朝臣、瓶子取国親經實  
 子、共礼也、擬大宮大夫、今度ハ予不受盃、大夫直転雅定也、此時顕親朝臣取酌、大夫欲擬雅定之時入盃)、流巡  
 如常、大宮大夫云、二献マテハ直流巡テ、三献ヨリハ主人ニマイラストコソ八知テ候へ、土御門右府任大臣大饗度、經  
 任大納言三献時転主人、然者今度さや候へからん、又唯三献(マテハウルハシク)下テ、四献ヨリヤ盃(ヲハニイ  
 ラセ)候へからん、予去、不可然、三献ヨリコチ可給也、二献了間、立檢非違使床子、即着、三献、公能朝臣取  
 盃、瓶子取忠兼欲經實子、而関白殿被仰云、随勸盃可經公卿坐後也、仍經公卿後、合眼大宮大夫、々々又再三度  
 如此目之、遂大夫取盃、直欲下シテ欲目雅定之時、予云、只コチ可給也、大夫取盃欲擬予之時、公能取酌入大夫  
 盃、雅定脚立坐来受盃事大夫被伝予、々目雅定即飲、又酒ヲ入盃、公能入之、此時予オモハク、雅定ハ乍居坐ヲ被受盃ト思処、雅定揖  
 立坐、經大宮大夫後、来予前受盃、此次予謂雅定云、思共テ酒ヲトク飲ツレハ、コ、ニテハ又何飲ト云テ、雅定  
 の来ル、即チ授盃、流巡如常、此間檢非違使起坐、即揖床子、次居飯、維順本可居飯料ニアケタル所ニハ不居シテ、

更居他処、小失礼也、次公卿前次第居飯、大納言陪膳雅職、中納言忠兼、參議資兼、居了居汁并菜、居飯之人同居。汁也、參議実親正笏申事由、予立箸、次立上、次々人同立之、先取最華テ食之、企ク汁土器ヲ置机下、次四献（マ）（自今度ハ、大土器ニ平ナル有耳小土器ヲ下二重ナリ）、季成朝臣立坐取盃、經實子居予坐上方テ、盃入酒ヲ合眼予、々目之、季成飲了授予、々取之合眼大宮大夫、々々目、予飲之、令人酒、瓶子取信時入之、擬大宮大夫、々々取之、流巡如常、次又居汁并菜、維順居之、次居大納言以下、（大納言陪膳雅職、中納言陪膳忠兼、參議陪膳資兼）、新大納言宗能謂予云、汁已了、予答云、參議未申事由、中納言伊通又謂予云、已申、予已下食、々了汁土器ヲ置机下、次五献、重通朝臣取盃欲居予坐上方、予示可居奥坐上之由、仍重通步過予坐上方之間、大宮大夫猶示可居予坐上之由、重通サ歩帰、予猶示可居奥坐上之由、仍重通着奥坐上、重通盃ニ入酒合眼大宮大夫、々々揖讓予、々々揖讓、如此再三揖讓、遂大宮大夫取盃合眼予、々目之、大夫飲了、盃ニ入酒、（瓶子取公信入之）、被授予、々目（この間四文字分空白ニ筆者注）起坐被居予坐前、予飲了盃ニ入酒ヲ授雅定、々々取之復坐、流巡如常、次居蘇・甘栗・枝柿、（已上一折敷）、維順居之、次居大納言以下、（大納言陪膳雅職、中納言々忠兼、參議々資兼）、予不待居了食甘栗、他人も不待也、於蘇者不食、枝柿少くひかく、甘栗真実食也、是予事也、於他人者、蘇も枝柿も食甘栗六献可有字不事やすらん、不食もやあらん、不知也、未居蘇・甘栗以前、頭頼卿以朝隆申大殿云、六献可有子否、大殿被仰可有之由、此後居蘇・甘栗等也、次予謂頭頼云、今ハ録事と云テ置箸、不置（マ）ヒ、正笏少顧坐下方、（召録事心也）、録事遲參、大殿自簾中令仰出テ録事可催、録事やなと主人の召事ニあらず、人の可催也、四位少將經宗・中務少輔師能參實子、予仰云、經宗朝臣・師能弁の坐の録事、兩人奉仰退帰、次有成・為実參實子、暗之間依吉不見、問新大納言云、あれハ為実歟、大納言答云、有成・為実等也、予仰云、外記・史座御酒給へ、奉仰兩人退出、

(〈次立録業(マ)二脚於庭中〉、次六献、大宮中納言伊通取盃、經簀子居予坐上方テ、盃ニ入酒合眼予、々目大宮大夫、(大宮大夫ニ盃を受ヨト云心歎)、大夫又答揖、此時予目伊通、々々飲了盃ニ入酒テ授予、々合眼大宮大夫、々々答揖、予飲畢盃ニ入酒、瓶子取資賢入之、授大宮大夫、流巡如常、此間知家事唱見參、召使・官常等賜祿、(史生各三端、召使各二端)、次敷穩坐円坐於簀子、(主人階の中央の少西方ヨリテ敷之、自余階の西檻欄の西方ヨリ敷也)、敷畢後、五位殿上人雅重茵階東間の西方ニ敷テ、為関白殿御坐也、諸卿自下藤一ニ起坐、予先倒箸(マ)ヒテ、正笏揖、出於階出間、居西第一円坐、有揖、北面、次大宮大夫已下被着円坐、大夫着円坐之時被南面、予問大宮大夫云、此坐ハ北向トコソ思給レ、大宮大夫ヲイ、サナリケリト云テ、更ニ北向テ被揖、予謂大宮大夫云、誤テ誤トセサルヲ誤トス、大夫微笑、次々公卿次第来着、此間上官坐ニ取食参来、(知信カ沙汰ノシトケナキユヘ歎)、次関白殿令着坐給、予不揖シテ坐ヲ立テ、階ノ第一級ニカタシリヲカケテ、第二級ニ左足ヲヲキ、第三級ニ右足ヲヲキテ東向ニ居、関白殿坐定後、予居円坐、居時無揖、関白殿陪膳顕親也、顕親先居関白殿御前、諸大夫三人折敷ヲ土高坏上ニ居テ持參、顕親次第取之、居関白殿御前、居了顕親退下、此間顕親袖ニ高坏一本懸テ倒ル、関白殿不令直之、次衝重二本ヲ諸大夫二人取之持来、維順取之居予前、大宮大夫已下無陪膳人、使諸大夫直居之、実能卿已下不居衝重、仮人の欲居ヲ被追帰也、衝重、関白殿ニハ三本、予已下二本也、次右衛門督宗輔坐ヲタチテ、盃ヲトリテ関白殿御前ニ進テ、盃ニ入酒テ合眼関白殿、々々々々令目之給、宗輔飲了、又入酒テ進関白殿、々々々取盃合眼大宮大夫、々々々不被參、仍右衛門督被示大宮大夫有召之由、大夫參関白殿前、飲了盃入酒ヲ給大宮大夫、瓶子取五位藏人信親入之、大夫居向予方合眼予、々目之、大夫飲了入酒転予、々置笏取之目雅定、々々又目予、飲畢授雅定、予転雅定了又取笏、勸盃後ナリケリト思出テ又置之、失錯也、已下流巡如常、大宮大夫復坐、次召人着坐、先是敷其坐、(敷

坐スナハチ召人着也、次諸大夫持參管弦具、次御遊、拍子（新大納言実能）、笙（大納言雅定）、笙（右衛門督宗輔）、横笛（新中納言公教）、琵琶（宰相中将重通）、已上関白殿被仰此人可勤其事之由、資賢為付歌被召、候寢殿西妻戸西頭、関白殿令申大殿給之、上達部・殿上人中、笛・箏築以召人ヤ令吹ヘカラム、大殿被仰云、可然、次召人時定令吹之、御遊、双調々子、（横笛未終前ニ、雅定吹ヤミタリトキ、テ、調子ヲ吹ヤマル、未終ケリト聞テ更ニ吹ヲ、横笛ト同様ニ吹ヤマル）、次安名尊、次鳥破、樂時新大納言不被唱歌、次席田、次賀殿急、又新大納言無唱歌、次平調々子、伊を海（マヤ）・万歳樂・五聖樂急、教遍、樂時新大納言凡無唱歌、催馬樂時、雅定時ニ付（常ニ不被吹、五聖樂急徐欲終之時、給公卿祿、（々々法如常）、諸卿起坐、予揖起坐テ、関白殿不進祿、公卿祿間給召人祿、公卿立間、琵琶覆手破了、其琵琶（マヤ）元奥寺也、季成朝臣取帶筥進関白殿、（引出物也）、関白殿取筥、即令返顯憲給々々、是則引出物なれハ、召タレトモ蜜々（マヤ）返給也、事了令上東台南御簾、母屋きはニ無御簾、西第一間奥敷高麗端畳一帖、予居之、第二・第三間の端ニ付（マヤ）敷可卿坐、件坐忠基一人居之、知信又可杖挿吉書、来予坐前、予取文、知信退、此間予文ヲ前ニ置ク、知信居令広廂之後、予先披懸紙、文ヲ右方ニ押遣テ披見、畢左方ニ置テ卷取紙、了知信方方ニツキヤル、知信取之退下、予猶相待宿申ヲ居、大殿以顯憲被仰云、宿事ハ乍装束聞事ニアラス、早可解脫、次忠基起坐、予起坐、解脫一寝、此後宿事云々、此後雨下云々、早旦大殿以御牛（黄牛也）一頭、侍兵衛大夫範貞ヲ為使テ、御厩舍人重延令引テ、遣大宮大夫許、今日内弁ニ以此牛可被參也トテ遣之也、後聞、大宮大夫以綿衣纏頭御厩舍人重延云々、今夜公隆補藏人頭云々、

今日予前驅、

雅職 忠兼 有成 資兼 宗時 頭員（マヤ） 為実 高基 成宗 清職 成経 季兼 為基 重範（已上藏人五位、（三人分空

白<sup>二</sup>筆者注<sup>一</sup> 忠延 公長<sup>一</sup>〔已上式部大夫、五位〕、高階仲行<sup>一</sup>〔皇后宮六位進〕、源隆康<sup>一</sup>〔図書助〕、橘以長<sup>一</sup>〔大殿下勾当〕、源成賢<sup>一</sup>〔予勾当〕、

加階<sup>三</sup> 参入弁・少納言、

資信<sup>一</sup>〔右少弁、俊通<sup>二</sup>〔左中弁〕、雅綱<sup>三</sup>〔権右少弁、正五下〕〕、

雅国<sup>一</sup>〔少納言、従五上〕、俊通<sup>一</sup>〔少納言、従五下〕、節会召云々、

参入公卿、

大宮大夫師頼<sup>内弁</sup>、源大納言雅定 新大納言実能、

右衛門督宗輔 中納言伊通 中納言〔給次第乍居坐行事〕、帥実光 中納言成通 中納言公教

宰相重通 季成

任大臣宣命事、忠基 実親〔宣命使、以上四位宰相也〕、

<sup>詔旨良方</sup>

天皇我<sup>止</sup>。勅大命<sup>遠</sup>、親王・諸王・諸臣・百官人等天下ノ公民衆聞食<sup>止</sup>宣、

食国<sup>乃</sup>法止定賜<sup>比</sup>行賜<sup>流陪</sup>、国法乃随<sup>尔</sup>、先立先立止、従一位行右大臣源有仁朝臣<sup>乎</sup>左大臣乃官仁、内大臣正二位藤原宗

忠朝臣<sup>乎</sup>右大臣乃官尔上賜<sup>比</sup>治賜<sup>布</sup>、又宣久、関白従一位藤原朝臣<sup>波忠貞乃心乎</sup>持天、天下乃政<sup>乎</sup>相穴<sup>比奈助</sup>奉利、万機<sup>乎</sup>惣

行<sup>止</sup>上下無愆<sup>之</sup>、年ノ序漸積里、功劳尤高之、而乎謙退乃心深<sup>之</sup>、大臣乃官<sup>已舞讓</sup>、父乃功仁依<sup>豆</sup>子<sup>乎</sup>賞<sup>須留</sup>事<sup>波</sup>、先々<sup>乎</sup>聞

食<sup>波奈</sup>、其長男<sup>止阿</sup>、正二位行権大納言藤原頼長朝臣<sup>乎</sup>内大臣乃官尔殊<sup>尔</sup>任賜<sup>布</sup>、又宣久、継々仕奉<sup>幾信</sup>次第<sup>止</sup>、正二位行権

大納言藤原忠教ノ朝臣・源ノ師頼ノ朝臣等<sup>乎</sup>大納言乃官尔、正二位行権中納言藤原実能ノ朝臣<sup>乎</sup>権大納言乃官仁、正三

位行権中納言藤原ノ経忠ノ朝臣・藤原宗輔朝臣・藤原伊通ノ朝臣等乎中納言乃官尔、参議従三位藤原公教朝臣乎権中

納言乃官尔、正四位下藤原朝臣忠基乎参議乃官尔任シ賜布止勅御命乎

天皇二字

衆聞食止宣、

。——保延二年十二月九日

(この間、大饗指図が挿入されているが、紙面の都合で省略する)

上官勸盃

初献国親 二献季兼 三献盛経 四献盛宗 五献 六献資兼

陪膳

重賢 成賢

弁・少納言陪膳

家時

祿

大納言中白大褂各一重、四位宰相(マ)赤掛各一領、今日三位宰相不参也、

弁・少納言赤袞各一重、五位外記・史赤袞各一帖、

六位外記白疋絹、史黄疋絹、

官外記史生布各三段、使部各一領、

召人白褂各一領、立明官人各疋稱、

弁・少納言給祿作法、〈御遊以前給之、公卿欲起坐之間、弁・少納言起坐、暫立透廊之間給祿、殿上人弁・少納

言給祿、下自透廊西階、經西妻出南列立同屋南砌、《東上北面》、小揖退出、或還昇、件

弁・少納言祿、着坐時雖可給之、依祿之遲々□起坐給之、

外記・史給祿作法、〈弁・少納言祿以前、給外記・史等祿、給祿之後、出自南幔門、北上東面立、小揖退出〉、

公卿給祿作法、

先宰相、〈自上臙給之〉、次中納言、〈自上臙給之〉、次大納言、〈自上臙給之〉、

今日

可種被補予雜色長、參内之時在車後、

十日〈癸卯〉、天晴、撤饗裝束、着直衣冠參大殿御前、於北政所者、衣前令帰給了、大殿被仰云、侍、東侍ニテ可有

也、而西侍立中大盤・簡辛（マ）櫛等、不可思議事□、但來十三日ニテサテアリテ其日可直也、午刻大殿還御近衛殿、其

後予召時秋、相共吹笙、

十一日〈甲辰〉、天晴、無別事、未刻許改本鳥并昌波、登西簀子上□人思之微賢、頗可謂輕々、酉刻許新大納言光臨、

十二日〈乙巳〉、天晴、不出行、

## 二 烏丸本『台記』保延二年記

本章では、烏丸本について、その概要を示したうえで、他本との比較検討を行う。

尊経閣文庫所蔵本の中に、「烏丸家蔵」「前田氏尊経閣図書記」の蔵書印が押されている『台記』の本編および別記がある。この烏丸本『台記』は、本編十四冊と別記八冊が現存しており、全体として保延二年記く久寿二年記および目録を備えている。本編の第一冊は、康治元年記く久寿二年記および別記巻一く巻八の目録である。本編の第二冊が康治元年四季記（巻二）で、最後の第十四冊が久寿二夏秋冬年（巻十三）である。別記は第一冊が巻一で第七冊が巻八となっており、途中巻四が抜けている。ただし、別記巻四は久安五年の師長元服記と同六年の近衛天皇元服記<sup>13</sup>で、当該記は烏丸本において本編の第九冊に配されている。本稿の検討対象である保延二年記は、年次としては全体の冒頭に位置するものであるが、烏丸本では別記第八冊として末尾に付されている。

このうち保延二年記以外の二十一冊には「享保四年書校了、伝子彦可為家珍者也、／光栄」という奥書が記されており、享保四年（一七一九）に「光栄」が書写・校合した写本であることがわかる。この「光栄」は烏丸光栄で、元禄二年（一六八九）く寛延元年（一七四八）に存命の人物である<sup>14</sup>。ただ、書写年および写本作成者はこのように明記されているものの、誰のもしくは何の本を写したかが記されておらず、元となった写本は不明である。

これに対し、保延二年記には前掲の奥書がなく、表紙に「此一冊殊秘本也、不可出闔外也、／光栄」という識語が見られる。保延二年記の写本作成者が光栄であることは間違いないが、これ以外に手掛かりがなく、書写年や元



となった写本などは不明である。「殊秘本」という扱いをしているので、詳細は伏せられたのであろう。

この識語と類似する文言を記した保延二年記が他に現存している。それが広幡本保延二年記である。広幡本は広幡長忠が作成者となった写本で、「此一冊以式部卿宮御本書写校合了、永可止他見者也、／長忠」という識語から、式部卿宮＝京極宮家仁親王の所持本（以下、京極宮本と表記する）が元となっていることがわかる。この広幡本に「此一冊秘本也、不出闔外也、／光榮」という記載があり、光榮の関与がうかがえるのである。拙稿Cにおいては、光榮と京極宮との親交を踏まえ、長忠が光榮を介して京極宮本を手にし、享保半ば＝延享頃に書写したのではないかと推定した。さらに、広幡本と烏丸本が類本であり、いずれも京極宮本から派生した可能性を提示した。

また、拙稿Cでは、狩野本・広幡本・日野本が同類型に属すものの、各々に直接的な書写関係は認められないことが明らかにされた。そこで、これら三つを結びつける写本として烏丸本を位置づけ、広幡本は烏丸本と兄弟関係にあり、狩野本と日野本は烏丸本から派生したのではないかと仮説を提起した。

以上を踏まえ、烏丸本と他の諸本との比較検討を進めていく。なお、煩雑さを避けるため、典拠表示における写本の表記を頭文字で略記する（烏丸本＝烏、狩野本＝狩、広幡本＝広、日野本＝日、伏見宮本＝伏、賀茂本＝賀、紅葉山本＝紅、万里小路本＝万、滋野井本＝滋、徳大寺本＝徳、坊城本＝坊、八条本＝八、柳原本＝柳、西洞院本＝西、平松本＝平）。

まず、書式の異同を取り上げる。烏丸本は一丁に一七字×一六行で記されており、狩野本・広幡本・日野本と一致するが、他の諸本はこれと異なる書式となっている。また、改行の有無で異なる体裁となっている箇所がある。

① 十一月七日条（本文は拙稿Bに掲載）

【伏・賀・紅・万・滋・徳・坊・八・柳・西・平】

帰佐保田之後早可奉幣、仍不脱衣冠、奉幣畢、解脫一寢、<sup>〔改行〕</sup>信実子男（件信実大衆濫行以成時被禁獄人也）、

【烏・狩・広・日】

帰佐保田之後早可奉幣、仍不脱衣冠、奉幣畢、解脫一寢、（二字分空白＝筆者注）信実子男（件信実大衆濫行以成時被禁獄人也）、

② 十一月十日条（本文は拙稿Bに掲載）

【伏・賀・紅・万・滋・徳・坊・柳・西・平】

関白殿ニ奉習内弁之様ヲ令語申、々畢解衣一寢、<sup>〔改行〕</sup>前驅基章・成賢・隆康・重賢等也、

【烏・狩・広・日】

関白殿ニ奉習内弁之様ヲ令語申、々畢解衣一寢、前驅基章・成賢・隆康・重賢等也、

※八条本は「寢」が行末に位置しており判断つかず

①と②はともに烏丸本・狩野本・広幡本・日野本が当該箇所で改行をしていない事例である。<sup>15</sup>文字の判読による異同については、書写者の判断に負うところが大きく、同類型に属す写本でも異なる場合があるが、書式に関してはそうした誤差が少ない。書式の類似性が高いものは同類型と見なして差し支えあるまい。

烏丸本・狩野本・広幡本・日野本の類似性の高さは、本文の字句の異同からも看取することができる。ここでは典型的な事例を二つ掲げておく。

③ 十一月十六日条（本文は拙稿Cに掲載。傍線は筆者による）

【伏・賀・紅・万・滋・徳・坊・八・柳・西】

次勸予已下、予取盃間只如前々、

【平】

次勸予以下、予取盃間只如前々、

【烏・狩・広・日】

次勸予以下、予取盃間唯如前々、

④ 十一月二十四日条（本文は拙稿Dに掲載。傍線は筆者による）

【伏・賀・紅・万・滋・徳・坊・八・柳・西・平】

已上皆乘馬有車前、

【烏・狩・広・日】

已上皆乘馬在車前、

③と④は、いずれも文字は異なるが文意は変わらないという事例である。くずし字の判読が異なる文字の異同は整理と解釈が難しいところがあるが、③と④は文字の用い方が明確であり、むしろ写本間の関係性を判断しやすい。③と④のような事例を写本の類型の根拠とすることは許されよう。

こうした事例以外の字句の異同についても、烏丸本は、他の諸本よりも、狩野本・広幡本・日野本と共通する傾向が見られる。よって、烏丸本は狩野本・広幡本・日野本と同類型の写本と見なしてよい。

次に、烏丸本と狩野本・広幡本・日野本の関係性を検討する。

⑤ 十一月十六日条（本文は拙稿Cに掲載）

### 【広】

別当・大宮中納言・重通宰相中将・宮内卿三位来着、（中略）拔箸取笏召曰、重通朝臣、重通来立予後左方、（中略）見参・禄法ヲ挿杖参小庭、（中略）予自放笏紙、笏ヲ給隨身テ、

### 【烏・狩・日】

別当・大宮中納言・重通宰相。<sup>中将</sup>・宮内卿三位来着、（中略）拔箸取笏召曰、重通朝臣、<sup>重通来</sup>。立予後左方、（中略）見参・禄法ヲ挿杖<sup>杖</sup>。参小庭、（中略）予自放<sup>笏紙</sup>。笏ヲ給隨身テ、

これは、書写の際に書き落としが生じたため、入るべき箇所を「。」で示し、文言を右傍に補足した例である。文字の判読によらないこの事例は、烏丸本・狩野本・日野本を同じ系統に位置づける有力な根拠となるだろう。

一方で、本稿に掲載した十二月九日条に記されている頼長任大臣宣命を比較すると、烏丸本の宣命は広幡本のそれに近い記載であることがわかる。

⑥ 十二月九日条の頼長任大臣宣命（『』は筆者による。朱書を表す）

（イ）

【烏・広】

天皇我『詔旨止皇方』勅大命遠、親王・諸王・諸臣・百官人等天下ノ公民衆聞食止宣、

【狩】

天皇我『詔旨止皇方』勅大命遠、親王・諸王・諸臣・百官人等天下ノ公民衆聞食止宣、

【日】

天皇我 勅大命遠、親王・諸王・諸臣・百官人等天下ノ公民衆聞食止宣、

（ロ）

【烏・広】

而乎謙退乃、心深之、大臣乃官『辞敷』已乎舞讓利、

【狩】

而乎謙退乃、心深之、大臣乃官『辞敷』已乎舞讓利、

【日】

而乎謙退乃心深之、大臣乃官已乎辭讓利之、

(八)

【烏・広】

正四位下藤原朝臣忠基乎参議乃官尔任シ賜布止勅『御命乎』

【狩・日】

正四位下藤原朝臣忠基乎参議乃官尔任シ賜布止勅御命乎

拙稿Cで述べたように、この朱書は不完全な形式となつてゐる宣命の補訂で、これら四つ以外の諸本には見られない記載であることから、四つの写本を類型化できる大きな特徴となつてゐる。例示した箇所のほか、年月日の「保延二」の記載も烏丸本と広幡本は朱書であるのに対し、狩野本と日野本は墨書となつてゐる。四つの写本間で見ると、すべてを墨書で記してゐる狩野本・日野本は烏丸本・広幡本より後に位置づけられるのではなからうか。

以上の異同を満たす関係性として、拙稿Cで示した前掲の仮説が成り立つように見える。だが、本稿で掲載した本文中に、この仮説に一考を迫る異同が存在する。

⑦ 十二月九日条（『』は筆者による。朱書を表す）

【伏・賀・紅】

大饗儀

〔大饗儀事〕儀

大殿・関白殿相共令訓答拝間事給、予傍階東欄<sub>テ</sub>下、顕憲取沓持来、

【狩】

大饗儀

大饗儀事 儀

大殿・関白殿相共令訓答拝間事給、予傍階東欄<sub>テ</sub>下、顕憲取沓持来、

【烏・広・万・滋・徳・柳・西】

大饗儀

〔大饗儀事〕

大殿・関白殿相共令訓答拝間事給、予傍階東欄<sub>テ</sub>下、顕憲取沓持来、

【日】

大饗儀

儀

大殿・関白殿相共令訓答拝間事給、予傍階東欄<sub>テ</sub>下、顕憲取沓持来、

【坊・八・平】

大饗儀

大殿・関白殿相共令訓答拝間事給、予傍階東欄<sub>テ</sub>下、顕憲取沓持来、

伏見宮本・賀茂本・紅葉山本は、首付の「大饗儀事」が朱書で記され、その下に「儀」の一文字が墨書で記されている。狩野本は「大饗儀事」と「儀」をともに墨書で記している。一方、「儀」がなく朱書の「大饗儀事」のみを

記した諸本のうち、万里小路本・滋野井本・徳大寺本・柳原本・西洞院本は、拙稿Dで明らかになった写本系統を踏まえると、「儀」を削除した万里小路本の記載をその後諸本が踏襲したことになる。これとは逆に「大饗儀事」を削除し「儀」だけを記しているのが日野本である。他方、坊城本・八条本・平松本は「大饗儀事」と「儀」をともに削除した状態となっている。

ここで問題となるのが墨書の「儀」の一文字である。本章で着目している烏丸本・狩野本・日野本・広幡本に即して言えば、現存する保延二年記の祖本たる伏見宮本に記されているこの文字が、狩野本と日野本には残されているのに対し、烏丸本と広幡本では削除されているのである。そうすると、烏丸本から狩野本と日野本が派生したという前述の仮説は成り立ち難く、改めてこれらの関係性を見直さなければならぬ。

### 三 烏丸本・狩野本・広幡本・日野本の関係性

まず問題となる⑦の異同を烏丸本・狩野本・広幡本・日野本の四つに即して読み解いていこう。

このうち「儀」の一文字が残されているのは狩野本と日野本である。狩野本には「儀」とともに「大饗儀事」も記されており、元の記載を忠実に書写しているという狩野本の特徴（拙稿A）からすると、狩野本の元となる写本の当該箇所が「大饗儀事 儀」だったことを示唆している。また、⑥の宣命において狩野本が朱書もすべて墨書で書写していることを加えると、狩野本の元となる写本の「大饗儀事」が朱書だったこともあり得る。一方の日野本には、賀茂本に記されている首付のうち墨書で記されたもののみを伝えているという特色（拙稿C）がある。これを踏



まえると、日野本の元となった写本には朱書の「大饗儀事」と墨書の「儀」と記されていて、日野本は墨書の「儀」のみを写した可能性も否定できない。字句や書式の異同に高い共通性を見出せる両写本は、かなりの確率で同じ系統に属していると判断できるので、狩野本と日野本は、当該箇所が朱書の「大饗儀事」と墨書の「儀」という記載の写本を書写したと見なしておきたい。

これに該当するのは、⑦によれば伏見宮本・賀茂本・紅葉山本となる。だが、いずれも字数・行数が狩野本・日野本と異なるほか、⑥の宣命の補訂が一切なされていない。①～④の異同もあわせると、未見の写本の存在を想定せざるを得ない。すなわち、狩野本・日野本と字数・行数が同じで、①～④の異同が狩野本・日野本等と共通し、⑥の宣命の補訂が加えられ、⑦の異同においては伏見宮本・賀茂本・紅葉山本と同じ記載を有する写本である。この写本をX本と名付けて以下論じていきたい。

狩野本と日野本がX本を書写したものとすると、⑤の異同に見える書き落としと補訂がX本において生じた可能性が高い。すると、⑤の異同より、烏丸本もX本につながる可能性が出てくる。また⑥は、烏丸本と広幡本（および広幡本の元となった京極宮本）がX本の記載を踏襲し、狩野本は朱書も墨書にして書写し、日野本は書写者の判断にしたがって朱書の記載を取捨選択したり本文に組み入れたりしたととらえられよう。⑦については、烏丸本と広幡本（および京極宮本）はX本の記載から「儀」の字を不要と見なし削除したと解せる。

このようにX本を位置づけた場合、次なる問題はX本が伏見宮本・賀茂本・紅葉山本のどれにつながるかである。このうち伏見宮本は以下の異同より除外できる。

⑧ 十一月五日条（本文は拙稿Bに掲載。傍線は筆者による）

【伏】

社司帰参申祝畢、

【賀・紅・烏・狩・広・日・万・滋・徳・坊・八・柳・西・平】

社司帰参申祝了、

⑨ 十二月九日条（本文は本稿第一章に掲載。傍線は筆者による）

【伏】

内房乗半部車、〈車副二人〉、出車、殿上人車〈公隆・公能・公信等也〉、

【賀・紅・烏・狩・広・日・万・滋・徳・坊・八・柳・西・平】

内房乗半部車、〈車副二人〉、出車、殿上人〈公隆・公能・公信等也〉、

【伏】

予少き平緒ヲ摺テ正笏テ、揖讓大宮大夫、大宮大夫不被見、

【賀・紅・烏・狩・広・日・万・滋・徳・坊・八・柳・西・平】

予少き平緒ヲ摺テ正笏テ、揖讓大宮大夫、不被見、

⑧は「畢」か「了」かの違いで、これと全く同じ異同が十一月二日条でも認められる。「了」の諸本のうち、狩野本・日野本・広幡本・烏丸本以外は、拙稿Dで明らかになった写本系統に属しており、賀茂本が用いたこの文字を

踏襲したことになる。⑨の異同は、伏見宮本に記載のある「車」「大宮大夫」の語が他の諸本に見当たらない事例である。こちらは賀茂本の書写者が書き落としたことに起因していると思われる。狩野本・広幡本・日野本・烏丸本以外の諸本は賀茂本の記載をそのまま受け継いでいったことになる。

狩野本・広幡本・日野本・烏丸本は前述の写本系統に属さないが、⑧⑨の異同はやはり賀茂本の書写内容に左右された結果と見るのが妥当ではなからうか。もしX本が伏見宮本を書写したとするなら、X本の書写者が賀茂本の書写者と全く同じ文字の用い方や語の書き落としをしたと考えざるを得ないが、その偶然性は極めて低いだらう。同様に、紅葉山本も次の異同より候補から外せる。

⑩ 十一月十六日条（本文は拙稿Cに掲載。傍線は筆者による）

【伏・賀・烏・狩・日】

予前駆、（中略）以長諸大夫、信実諸大夫、其章諸大夫、已上六位、

【紅・坊・八・徳】

予前駆、（中略）以長諸大夫、信実諸大夫、基章諸大夫、已上六位、

【万・柳・西・平】

予前駆、（中略）以長諸大夫、信実諸大夫、其章諸大夫、已上六位、

【広】

予前駆、（中略）以長諸大夫、信実諸大夫、其章諸大夫、已上六位、

（朱書）共

【滋】

予前駆、(中略)以長諸大夫、信実諸大夫、其章諸大夫、已上六位、

⑪ 十一月二十四日条(本文は拙稿Dに掲載。傍線は筆者による)

【伏・賀・烏・狩・広・日】

此間社司警華、次昇立御殿前、

【紅・万・滋・徳・坊・八・柳・西・平】

此間社司警蹕、次昇立御殿前、

⑩では、紅葉山本は烏丸本・狩野本・日野本と異なった文字となっており、広幡本は「其」の右傍に独自の注記を付している。⑪の文字の違いは十一月二十五日条にも見られ、諸本の異同は⑩と全く同じである。この語は「警蹕」と記されるのが一般的であり、X本が紅葉山本を書写したとすると、わざわざ「警華」という表記に変えたことになり、不自然な感が否めない。

以上より、X本は賀茂本を書写したものと結論に至る。

ところで、第二章で触れたように、烏丸本には「此一冊殊秘本也、不可出閩外也、／光荣」という識語が記され、広幡本にも「此一冊秘本也、不出閩外也、／光荣」という記載がある。一見同じように映るが、「殊」と「可」の有無に注目すると、「殊」と「可」のある烏丸本の識語の方がより感情がこもっており、光荣が保延二年記という秘本を手にした興奮を読み取れはしまいか。これに対し、広幡本の記載はそれをすでに秘蔵している状況を言い表して

いるように受け取れる。これが妥当なら、烏丸本は広幡本に先行する写本で、広幡本の書写の際に、光榮は秘匿すべき稀観本であるという注意を促すために一筆書いたのではなからうか。

広幡本の元となった京極宮本は家仁親王の所持本で、家仁親王と烏丸光榮が親しかったことは光榮の日記から看取できる。憶測になるが、京極宮本は烏丸本を書写したもので、広幡本は家仁親王が広幡豊忠の子息を猶子とした縁から、同じ豊忠の子息長忠が機会を得て書写したのではあるまいか。その際、家仁親王が光榮に秘本の書写について相談したことから、広幡本に見える記載を光榮が加えたと理解しておきたい。

ここまで述べてきたことをまとめると、狩野本・広幡本・日野本・烏丸本は賀茂本を書写したX本から派生したもので、X本において生じた記載の特徴を何らかの形で受け継いでいると考えられる。そして、その特徴がこれら四つの写本を類型化できる要素となっているのである。写本の比較検討でたどり着いたのはここまでである。次章では異なる角度からX本に近づいてみたい。

#### 四 X本系統の追究

『台記』保延二年記は、十八世紀初め、伏見宮家に所蔵されていた南北朝期の写本を賀茂清茂が書写し、万里小路尚房がさらに写本を作成したことを契機に知られるようになった。尚房が賀茂本の存在を知ったのは、彼が賀茂伝奏に任じられ、清茂との親交を持っていたからではないかと指摘したことがある（拙稿A、D）。保延二年記が伏見宮本以外に類本のない稀観本だったことからすれば、X本に近づくにはやはり賀茂伝奏からあたっていくのが近道であ

ろう。まずは多数いる賀茂伝奏の中から候補者を絞っていく。

そこで注目したいのが、湯川敏治氏による『歴名土代』の写本研究<sup>17</sup>である。氏は賀茂清茂が伏見宮家所蔵の同書を写した時期を推定する根拠の一つとして、「賀茂清茂日記」の享保元年（二七一六）九月十日条に出てくる「早朝帰于賀茂了、近年御記録為吟味、年々夏秋之間、参于伏見御所、至当年悉終功、今日帰賀茂者也」という記述<sup>18</sup>に着目している。この史料によれば、近年清茂は伏見宮家が所蔵する「御記録」の吟味のため、毎年夏から秋に伏見御所へ参っており、その仕事がこの年にすべて終わったとのことである。ここに見える「御記録」に『台記』保延二年記が含まれている可能性はないだろうか。

次に取り上げたいのが、早稲田大学図書館所蔵の「伏見殿蔵諸記目録」<sup>19</sup>である。この史料は清茂が伏見宮家の蔵書を虫払いした際に作成された目録で、元禄八、九年（一六九五、九六）の「伏見殿文庫諸記目録」と正徳二年（一七二二）の「伏見殿御家記目録」、それに年代不明の「伏見殿家御記」の三冊からなる。このうち正徳二年の目録に「台記」の名が見え、朱書で「反古内ヨリ出」との注記が付されている。伏見宮本は、いわば清茂のおかげで眠りから覚めたことになるだろう。また、この目録の奥書に「積年のあいた、あまたの旧記混乱につき、正徳二年四月より改正せよとの令旨を蒙りて」という記載がある。すると、前掲した清茂の日記に見える「近年」は正徳二年から享保元年（正徳六年）を指し、両史料の記述をあわせると、「改正せよとの令旨を蒙りて」「御記録為吟味、年々夏秋之間、参于伏見御所」ったということになる。

以上の経緯を鑑みるに、賀茂本が書写されたのはこの「近年」の間、または「吟味」が終わった後ということになるのではないか。そして、そこがX本の書写年代の上限となるだろう。

さらに、烏丸本の書写者である烏丸光栄の日記に目を通すと、『台記』保延二年記の引用記事を見出すことができる。具体的には、「光栄卿記」享保七年（二七二二）三月二十二日条に、本稿に掲載した十二月九日条から抜粋した書付を、光栄が先例の一つとして滋野井公澄に提示したという記述<sup>20</sup>が出てくる。つまり、光栄はこの時点で保延二年記を所持していたわけで、烏丸本がX本の生み出した類型に属すとなると、X本が書写されたのはこの記事以前と見なせる。すなわち、X本の書写年代の下限は享保七年となる。

では、この期間の賀茂伝奏は誰であろうか。『公卿補任』で確認すると、坊城俊清・鷲尾隆長・日野輝光・万里小路尚房・園基香がその任にあったことが判明する。このうち坊城俊清は坊城本の書写者である俊将の父である。もしX本の書写者が俊清ならば、それが子息の俊将に伝わるのが自然だが、坊城本は俊将が万里小路尚房に懇願して写した（拙稿D）ことが明らかなので、俊清は除外しておきたい。また、園基香は、享保四年（二七一九）正月五日に万里小路尚房が賀茂伝奏を辞したのを受け、翌六日に任じられたが二月十一日に辞しており、同日に再び尚房が補任されている。この交代の事情は不明とせざるを得ないが、わずか一ヶ月余りしかその任になかった基香が稀覯本を目にした可能性は低いのではないか。さすれば、鷲尾隆長と日野輝光が有力な候補となる。

ただし、日野輝光の場合、現存する日野本がX本そのものではないので、輝光書写本が日野家から離れてしまったことになる。この点に難を感じなくはないが、たとえば、三条実万が書写した保延二年記が現在筑波大学附属図書館に所蔵<sup>21</sup>され、三条家からの寄贈による東京大学総合図書館三條文庫になく、三條文庫には万里小路本が現存しているように、今日に至るまでの間に何らかの事情で所蔵者が変わることはあり得よう。また、輝光と光栄の親しい間柄が「光栄卿記」よりうかがえ、X本から烏丸本が派生したという想定に合致する。こうしたことから輝光は

候補として残しておきたい。<sup>(22)</sup>

さらにX本の書写者を絞り込みたいところだが、現時点でこれ以上の確証を得られていない。今後「賀茂清茂日記」の精査を進めるなどして、真相に迫っていききたい。

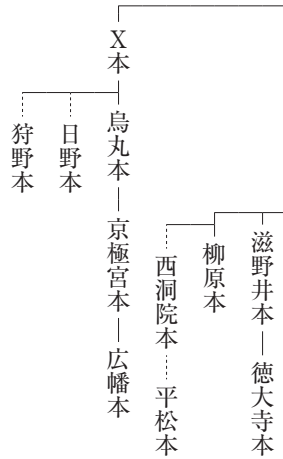
### おわりに

本稿では、烏丸本保延二年記と狩野本・広幡本・日野本の関係性を中心に論じ、これらの諸本に関して写本系統を追究してきた。烏丸本は烏丸光栄が書写し「殊秘本」とされたものだが、書写年代や元となった写本は不明である。これらの諸本が同じ類型に属することは疑いないが、この類型が四つの写本で完結するわけではなく、未見の写本の存在を想定せざるを得ない。その想定本(X本)は、賀茂本が書写されたと考えられる正徳二年(一七二二)〜享保元年(一七一六)より後で、光栄が保延二年記を所持していることが確実な享保七年(一七三二)以前に、賀茂伝奏の経験者である鷲尾隆長か日野輝光によって、賀茂本を書写して作成されたと推測できる。

狩野本・広幡本・日野本・烏丸本が有している本文の字句や書式・体裁の特徴は、このX本において生じたと考えられ、X本を起点とした写本系統の形成を指摘することができる。拙稿Cにおいて提起した仮説を修正し、拙稿Dにおいて明らかになった写本系統につなげると次のようになる。



伏見宮本—賀茂本—万里小路本—万里小路繕書本—坊城本—八条本



狩野本と日野本については、異同の傾向を踏まえると、想定本との間にさらなる未見の写本が存在する可能性がある。あるので、本稿ではこのように位置づけておく。引き続き、諸写本の調査・研究を進めていきたい。また、賀茂本を书写した賀茂清茂の日記と、彼が伏見宮家所蔵の諸本を整理して作成した蔵書目録を用いて、賀茂本の成立年代を絞り込むことができたが、いずれの史料もさらなる精査が必要である。この点も含めて検討を進め、課題の解決に努めたい。

今後の展開によっては修正すべき点が出てくるかもしれない。次稿における報告を期して摺筆する。

\* 本稿はJSPS科研費JP20K00943の助成を受けた研究である。

注

- (1) 拙稿A「東北大学附属図書館狩野文庫所蔵『台記』の初歩的考察―保延二年十月記を中心に―」（『中央史学』四二、二〇一九年）。
- (2) 拙稿B「『台記』保延二年記の基礎的考察―写本の比較検討を通して―」（『中央史学』四三、二〇二〇年）。
- (3) 拙稿C「『台記』保延二年記の写本研究―狩野本・広幡本・日野本を中心に―」（『紀要（中央大学文学部）史学』六七、二〇二二年）。
- (4) 拙稿D「『台記』保延二年記の写本系統に関する一考察」（『人文研紀要（中央大学人文科学研究所）』一〇三、二〇二二年）。
- (5) 配架番号は三―四八三五―二。
- (6) 函架番号は、伏見宮本が伏・六一六、柳原本が柳・四四七、広幡本が二五九―一五〇、日野本が二六五―一〇〇九、八条本が二六〇―一〇。
- (7) 請求番号は、紅葉山本が特〇二四―〇〇一〇、坊城本が一六一―〇〇五七、賀茂本が一六一―〇〇五六。
- (8) 請求番号は貴一六四。
- (9) 請求記号はG二七・二二六。
- (10) 請求記号は徳大寺本―五四―三。
- (11) 請求記号は、滋野井本が五―〇四タ三、平松本が平松三タ三。
- (12) 目録番号は六―一三。なお、前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成六六 台記 字槐記抄・台記抄・字槐雑抄』（八木書店、二〇一七年）の解説（尾上陽介氏執筆）において、その概要が示されている。
- (13) たとえば、国立公文書館内閣文庫所蔵の諸本などで確認できる。
- (14) 橋本政宣編『公家事典』（吉川弘文館、二〇一〇年）。
- (15) ①の「二字分空白」とは、同じ行において、「寝」の文字の後に二字分の空白があり、その後に「信」の文字が記されていることを意味する。
- (16) 『桂宮実録四 家仁親王実録（一）』（ゆまに書房、二〇一七年）。

- (17) 湯川敏治「続、四位・五位の叙任簿『歴名土代』の写本系統について―写本調査報告も兼ねて―」（『史泉』一一五、二〇一二年）。
- (18) この史料については金子拓氏よりご教示を得た。なお、湯川氏の紹介した文面と若干異なっている箇所がある。
- (19) 請求記号イ〇二 〇三〇一九 一―三。この史料については早稲田大学図書館のウェブサイトで公開されている画像を利用した。
- (20) 「光榮卿記」享保七年三月二十二日。ただし、書付には保延二年十二月五日と記しており、日付を誤っている。なお、この日記については宮内庁書陵部所蔵資料目録・画像公開システムを利用した。
- (21) 筑波大学附属図書館所蔵本については、別の機会に論じる予定である。
- (22) 輝光が賀茂伝奏を勤めていた期間の「輝光卿記」に『台記』に関する記述は見当たらなかった。秘匿すべき稀覯本故に明記しなかったという可能性を考えてよいかもしれない。

